

「企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の公表に伴う他の会計基準等の改正案」に関するコメント

平成 22 年 5 月 31 日
あずさ監査法人 監査実務従事者グループ

平成 22 年 4 月 2 日付で公表されました「企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の公表に伴う他の会計基準等の改正案」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」

遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合に注記事項について（第 19 項及び第 25 項）

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」と同時に公表された「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」では、遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合の注記事項は、適用指針第 33-2 項に定めることが提案されている。

しかし、遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱いについて、公開草案のように会計基準に定めるのであれば（会計基準（案）第 10-3 項及び第 21-3 項）、それに関する注記事項も、適用指針第 33-2 項ではなく、会計基準第 19 項及び第 25 項に定める方が会計基準の利用者にとっては分かり易いと考えられる。

「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更について（第 40 項(1)①）

「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」と同時に公表されている「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」では、事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更の取扱いについての変更が提案されている（同会計基準（案）第 16 項）。一方で、同様の事項に関する四半期財務諸表の取扱いを定めた四半期適用指針第 40 項(1)①の取扱いについては、変更が提案されていない。

この点、公開草案の取扱いは、四半期財務諸表の適時性の要請や企業の事務負担に配慮しての提案のようにも思われるが、従来、四半期適用指針第 40 項のセグメント情報等に関する事項の取扱いは、年度に準じた取扱いとされていたところであり、今回の改正において年度と四半期の取扱いを異にするのであれば、その理由について「結論の背景」に説明を記載してはどうか。

「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」

量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更と事業セグメントの損益の測定方法の変更との取扱いの違いについて（第 16 項）

改正案では、量的な重要性の変化によって報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更するときには、前年度のセグメント情報を当年度のセグ

メントの区分により作り直した情報を開示するとされている（第16項）。一方、事業セグメントの損益の測定方法を変更したときは、前年度のセグメント情報を変更後の測定方法に基づき作り直した情報を開示することは必須とされず、開示することが「望ましい」とされているにとどまっている（第86項）。

期間比較可能性の向上という観点からすれば、後者の場合についても、変更後の測定方法で作直した情報を開示することが必須のようにも思われるが、これらの取扱いを異にした理由について、「結論の背景」に説明を入れてはどうか。

「その他」

1. 中間財務諸表に関する取扱いについて

今回の「企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の公表に伴う他の会計基準等の改正案」において、中間財務諸表に関する取扱いが明らかにされていないが、今後どのような対応が行われるのか明示されたい。

2. 連結子会社の決算期の変更の取扱い及び連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結子会社の事業年度の末日と連結決算日との間に3ヵ月を超えない差異がある場合において、仮決算を行うか否かに係る変更の取扱いについて

上記の変更事例が最近増えているように思われるが、これが会計方針の変更に該当するか否かについては、企業会計基準適用指針第24号第8項に明確な記載がないため、取扱いを確認したい。

以上